

第31号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中25の項を27の項とし、12の項から24の項までを2項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の4の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

13 島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）による同条例第5条第1項の承認、同条例第13条の2第1項の規定による脱退一時金の支給又は同条例第17条第3項第2号若しくは同条例第4項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。